

## 12月1日～14日 冬の交通事故防止運動実施中

年末年始は、人や車の動きが慌ただしくなり、また飲酒の機会が増えることによって交通事故の多発が懸念されます。市民一人一人が交通ルールの厳守と正しい交通マナーを実践することにより、交通事故をなくしましょう。

### 県重点目標

- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ・飲酒運転の根絶および危険運転などの防止
- ・二輪車の交通事故防止

### 市重点目標

- ・高齢歩行者の交通事故防止…夜間外出時には明るく目立つ服装や反射材の着用を心掛けましょう。ドライバーは、薄暗くなったら早めにヘッドライトを点けましょう。

▶問い合わせ 防災安全課交通担当(内線284)

## 医療費通知の通知時期が変わります

行田市国民健康保険で医療機関を受診された方に対して、その医療費の額などを定期的に通知することで、健康管理に対する理解を深めていただくことを目的に、2カ月に1回、「医療費のお知らせ」(通称：医療費通知)をはがきで送付しています。

医療費通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができるため、確定申告開始時期までになるべく多くの診療月分まで通知したいことから、例年12月下旬に通知していた分を次のとおり変更します。

	これまで	今回
通知日	12月下旬	1月15日(金)
通知に含まれる診療月	8月～9月診療分	8月～10月診療分

本変更に伴い、令和3年2月下旬に通知予定の医療費通知は、令和2年11月診療分のみを通知することとなります。

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

## 12月3日～9日は障害者週間です

障害者基本法では、障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加できる社会を実現するため、障害者週間を設けています。



### 「障害者差別解消法」(平成28年4月施行)をご存じですか

この法律は、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

国の行政機関・地方公共団体などや民間事業者に対し「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

#### ●不当な差別的取り扱いとは

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます(国の行政機関・地方公共団体なども民間事業者も禁止)。

- (例) ・「障がい者は契約できない」などと言って対応しない  
・障がい者本人を無視して介助者にだけ説明する

#### ●合理的配慮とは

社会の中には、障がいのある方にとって生活の妨げになる設備や制度など(社会的障壁)があります。この社会的障壁を取り除くために配慮を求められたときは、負担が重すぎない範囲で対応すること(合理的配慮)が求められています(国の行政機関・地方公共団体などは法的義務、民間事業者は努力義務)。

- (例) ・障がいの状況に合わせて、書類を読み上げて説明したり、筆談などで対応したりする  
・車いすで段差を上るため、従業員が手伝ったり、段差のないルートを案内したりする

今後、市では障がい者差別などの現状について把握するため、アンケート調査を実施する予定です。

### 障がいのある人の就労支援を

障がいのある人が地域の中でその適正と能力を発揮していきいきと働くことは、経済的な自立だけでなく、精神的な自立と生きがいに満ちた生活と密接に関わっています。第4期行田市障がい者計画においても、主要施策として一般就労の促進や福祉的就労の充実などを掲げています。

#### ●福祉的就労とは

障がいのある人が障がい福祉サービス事業所や作業所などでパンやクッキーなどの食品、アクセサリや雑貨などの製品を作ったり、清掃、除草や軽作業などに従事したりすることを福祉的就労といえます。このような製造・販売、作業などの仕事は、障がいのある人の自立を支援するとともに、社会参加の促進につながっています。市役所本庁舎ロビー(各種障害福祉サービス事業所など)や「みらい」(福祉の店「きゃんぱす」)でも販売を行っていますので、ぜひお立ち寄りください。

※販売スケジュールなど詳細は福祉課へ問い合わせください。

障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」に向け、障害者週間を機会に、障がいについて考えてみましょう。

▶問い合わせ 同課障害福祉担当(内線266)



## 交通災害共済見舞金の請求をお忘れなく

市では、交通災害共済加入者が交通事故に遭った場合に、入通院日数などに応じて見舞金を給付しています。

事故の翌日から2年以内(後遺障害は3年以内)であれば見舞金の請求ができます。1日のみ通院や自転車で走行中に転んでけがをした方なども、まずは防災安全課にご相談ください。

### ▶見舞金の種類

死亡見舞金、後遺障害見舞金、医療見舞金

### 交通災害共済に加入しましょう

市では年間を通して加入を受け付けています。

▶費用 一人年額500円(10月以降の加入250円)

▶受付場所 同課

▶問い合わせ 同課交通担当(内線284)

## 要介護認定者の障害者控除認定書を発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが原則です。しかし、65歳以上の要介護認定者で、これらの手帳の交付を受けていない方でも、市が発行する「障害者控除認定書」により、控除を受けることができます。認定書の交付を希望する方は、申請が必要になりますので、お早めに申請ください。

なお、認定書は毎年更新となりますので、昨年交付を受けた方も申請が必要です。

▶対象 65歳以上の要介護認定(要介護1～5)を受けている方で、身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方

▶申請に必要なもの 介護保険被保険者証、印鑑、申請者の本人確認書類(運転免許証など)

▶問い合わせ 高齢者福祉課介護認定担当(内線269)